

犬山市議会第 1 0 5 号議案

犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 8 年 1 0 月 2 7 日提出

犬山市長 原 欣 伸

（説 明）

この案を提出するのは、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）の改正等に伴い、条例の一部を改正するため必要があるからである。

犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

犬山市下水道事業の設置等に関する条例（平成３０年条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１号の表中

「

１，２８７ヘクタール	５１，１７０人	３１，４４６立方メートル
------------	---------	--------------

」

を

「

９９０．６ヘクタール	３４，４００人	２１，５６８立方メートル
------------	---------	--------------

」

に、

「

１２，４５０人	７，９１１立方メートル
---------	-------------

」

を

「

９，５００人	４，１３１立方メートル
--------	-------------

」

に改める。

第８条第１項中「毎事業年度４月１日から９月３０日までの業務の状況を説明する書類を１１月３０日までに、１０月１日から３月３１日」を「前年１０月１日から９月３０日」に、「５月３１日」を「毎事業年度１１月３０日」に改め、同条第２項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

第8条第2項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 前事業年度の決算の状況

(4) 前項の規定による作成を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

○犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正のための新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）																								
（経営の基本） 第3条 略 2 略 (1) 略 <table><tr><td></td><td>処理区域面積</td><td>処理人口</td><td>1日最大汚水量</td></tr><tr><td>五条川左岸処理区</td><td>990.6ヘクタール</td><td>34,400人</td><td>21,568立方メートル</td></tr><tr><td>五条川右岸処理区</td><td>258ヘクタール</td><td>9,500人</td><td>4,131立方メートル</td></tr></table> (2) 略 3 略 （業務状況説明書類の作成） 第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、<u>前年10月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を毎事業年度11月30日までに作成しなければならない。</u> 2 <u>前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u> (1)及び(2) 略 (3) <u>前事業年度の決算の状況</u> (4) <u>前項の規定による作成を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項</u> 3 略		処理区域面積	処理人口	1日最大汚水量	五条川左岸処理区	990.6ヘクタール	34,400人	21,568立方メートル	五条川右岸処理区	258ヘクタール	9,500人	4,131立方メートル	（経営の基本） 第3条 略 2 略 (1) 略 <table><tr><td></td><td>処理区域面積</td><td>処理人口</td><td>1日最大汚水量</td></tr><tr><td>五条川左岸処理区</td><td>1,287ヘクタール</td><td>51,170人</td><td>31,446立方メートル</td></tr><tr><td>五条川右岸処理区</td><td>258ヘクタール</td><td>12,450人</td><td>7,911立方メートル</td></tr></table> (2) 略 3 略 （業務状況説明書類の作成） 第8条 市長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、<u>毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。</u> 2 <u>前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。</u> (1)及び(2) 略 (3) <u>前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項</u> 3 略		処理区域面積	処理人口	1日最大汚水量	五条川左岸処理区	1,287ヘクタール	51,170人	31,446立方メートル	五条川右岸処理区	258ヘクタール	12,450人	7,911立方メートル
	処理区域面積	処理人口	1日最大汚水量																						
五条川左岸処理区	990.6ヘクタール	34,400人	21,568立方メートル																						
五条川右岸処理区	258ヘクタール	9,500人	4,131立方メートル																						
	処理区域面積	処理人口	1日最大汚水量																						
五条川左岸処理区	1,287ヘクタール	51,170人	31,446立方メートル																						
五条川右岸処理区	258ヘクタール	12,450人	7,911立方メートル																						